

日割り算定が必要な事由については以下のとおりです。
また、サービス別の日割請求に係る算定方法について2ページ目以降にまとめましたのでご覧ください。

〈参考〉月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（抜粋）

（令和3年3月31日 老健局介護保険計画課 認知症施策・地域介護推進課 老人保健課 事務連絡 I-資料9より抜粋）

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(独自)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日	
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日	
	・利用者との契約開始	契約日	
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日	
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日	
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日	
	・公費適用の有効期間開始	開始日	
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
	※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
・利用者との契約解除		契約解除日	
・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)		入居日の前日	
・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)		サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)		入所日の前日	
・公費適用の有効期間終了		終了日	
開始		終了	

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

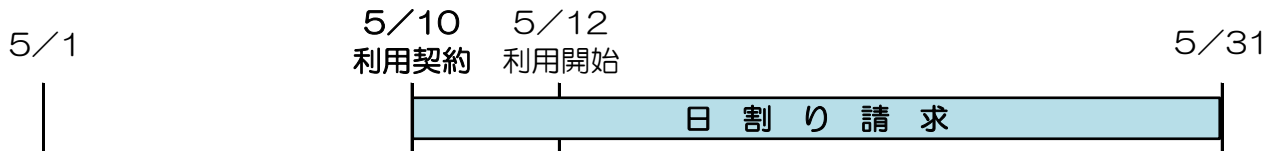
介護予防・日常生活支援総合事業 日割り請求等の適用について

訪問介護型サービス ・ 通所介護型サービス

(令和3年3月31日 老健局介護保険計画課・老人保健課/事務連絡・I 資料9より抜粋)

【 月の途中から新たに利用する場合 】

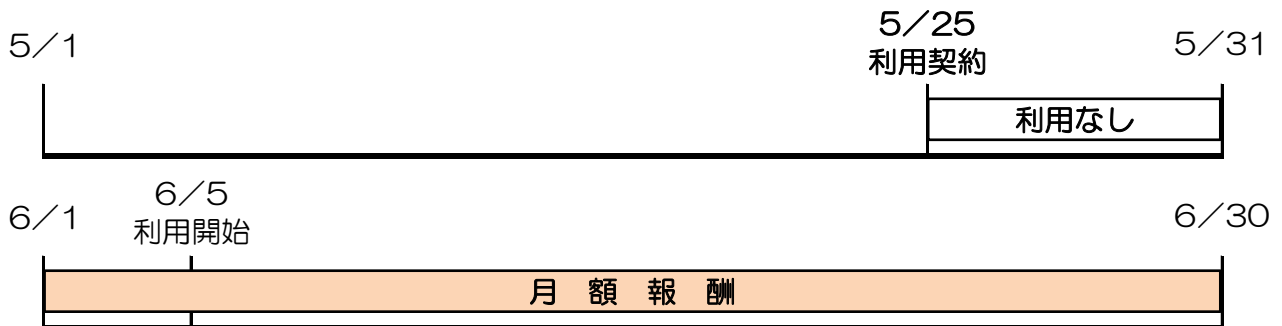
【 契約日から月末までで日割り請求 】



請求 : 日割り単位(*) × 22日 (10日 ~ 31日)

注) 契約した月にサービス利用がない場合

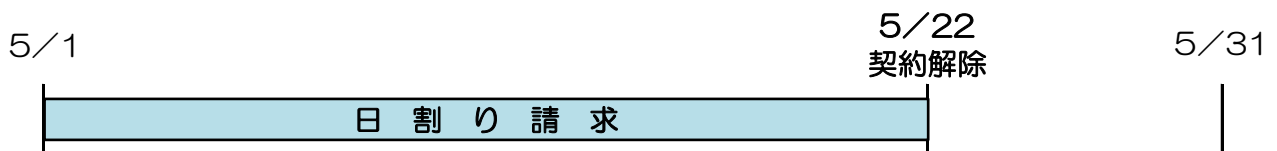
【 サービス利用がない月は報酬請求せずに、翌月から月額報酬で請求 】



* 日割り単位については、各サービスコード表をご確認ください。

【 月の途中で利用が終了した場合 】

【 月初から契約解除日までで日割り請求 】



請求 : 日割り単位(*) × 22日 (1日 ~ 22日)

注) 契約が終了した月に利用実績がない場合は、報酬請求は行わない。

介護予防・日常生活支援総合事業 日割り請求等の適用について

生活支援訪問型サービス ・ 生活支援通所型サービス

(令和3年3月31日 老健局介護保険計画課・老人保健課/事務連絡・I資料9より抜粋)

【 月の途中から新たに利用する場合 】

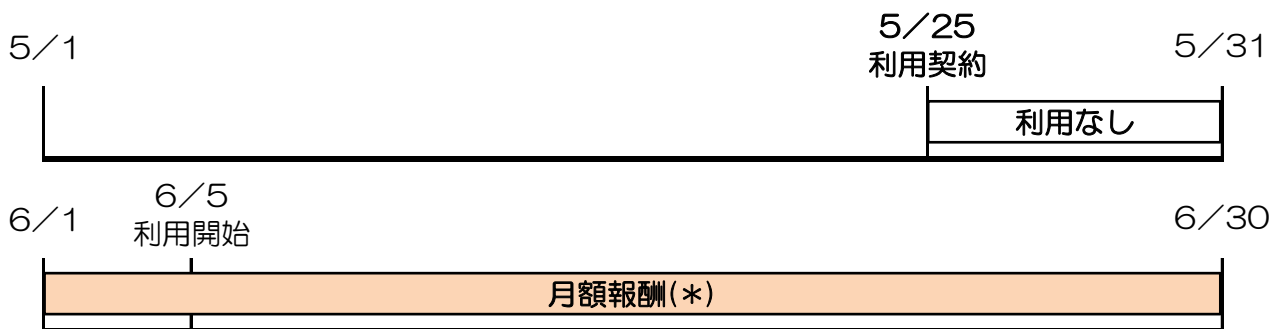
【 契約日以降の利用実績に基づき、回数単位で請求 】



請求：回数単位 × 3回（12日・19日・26日の3日分）

注) 契約した月にサービス利用がない場合

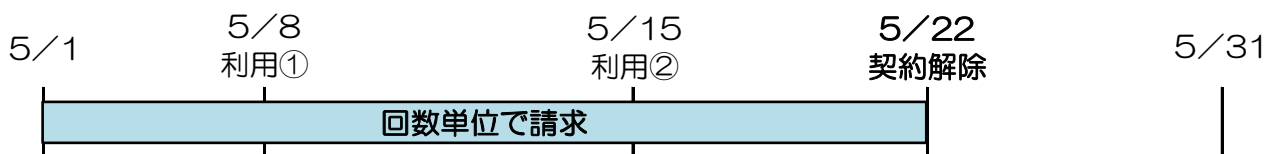
【 利用実績がない月は報酬請求せずに、翌月から月額報酬(*)で請求 】



* ケアマネジメントの結果、回数単位を使用することになった利用者は、回数単位を使用して請求する。

【 月の途中で利用が終了した場合 】

【 月初から契約解除日までの利用実績に基づき、回数単位で請求 】



請求：回数単位 × 2回（8日・15日の2日分）

注) 契約が終了した月に利用実績がない場合は、報酬請求は行わない。

※ 上記以外に日割り請求が必要な場合についても、日割り単位ではなく、回数単位を使用して請求する。